

1 はじめに

現在、図書館を取り巻く社会状況は、少子高齢化、財政難、地方分権、高度情報化、高学歴化、国際化の進展等大きく変化し、図書館に対する市民のニーズも複雑化・多様化しています。

また、現代社会そのものの変化も激しく、技術革新も急速で、日々新しい知識（情報）が生まれており、今後、今まで以上に自己判断・自己責任の傾向が強まることが想定されることから、一人一人が適切な判断を行うための様々な知識（情報）の収集と正確な判断能力が必要となっています。

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、必要な知識（情報）について、いつでも、どこでも、だれでも、収集（学習）することが可能な図書館は、「知識（情報）の拠点」として、読書活動サービスはもとより、調査研究など課題解決の場やそのための情報・方法を提供する、市民にとって最も身近で利用のしやすい教育機関であり、人々が生涯にわたって自主的に学習を行うための生涯学習・社会教育を推進する拠点施設として、その果たすべき役割は極めて大きいものと思われまます。

こうしたことを踏まえ、静岡市立図書館は、図書館法、静岡市図書館条例に基づく公立図書館として、市民はもとより一般公衆の知る自由、学習の自由を保障し、学習権は人類にとって基本的な権利であるとの認識に立ち、平成16年10月22日「静岡市立図書館の使命」「目的とサービス方針」を定め、市民本位の図書館サービス及び市民と行政が協力し合う開かれた図書館を目指しています。

しかし、世界的な景気後退が続く中で日本経済も厳しい状況にあり、地方公共団体も税収の減少等による財政の逼迫や財政の健全化法の施行により、図書館も時代のニーズにあった新たなサービスの提供やより効率的・効果的な経営とともに、地域の実情を踏まえ、住民サービスの一層の向上に向けて、新しい経営手法も含め様々な観点から適切で持続可能な図書館経営について検討していくことが求められています。

2 静岡市における図書館の方向性を検討するにあたって

静岡市図書館協議会（以下「協議会」という。）は、平成19年12月20日開催の会議において、静岡市における図書館の方向性を検討するにあたり、「会議の議事進行に関する基本方針」を確認し、具体的な手順及び内容である「検討の実務」を決定しました。

- (1) まず、「今後、静岡市の図書館が、どのような方向を目指していくのか」（以下「静岡市の図書館の将来像」という。）について検討する。

「図書館の自由に関する宣言」、「静岡市立図書館の使命、目的とサービス方針」、「第1次静岡市総合計画（平成17年～21年）」、「静岡市生涯学習推進大綱」、「これからの図書館像（18年3月：文部科学省）」、「本市の

図書館の実施事業」、「報告書（合同検討会作成）」、「政令市の情報」及び「他の先進自治体の情報」等を基に

- ①生涯学習の視点から課題を検討
- ②市民との協働による地域に根ざした図書館という視点から検討
- ③その他の事項

- (2) 次に、「その目指すべき方向を実現するためには、図書館に、どのような管理運営形態が必要となるのか」（以下「それに相応しい管理運営形態」という。）について検討する。

「静岡市の図書館の将来像」の検討結果を踏まえ

- ①それに相応しい図書館の管理運営形態についての検討
- ②直営、委託化、指定管理者制度など、すべての管理運営形態について幅広い角度から、バランスを考慮して公平・公正に検討
- ③管理運営形態の長所・短所について客観的事実に基いて検討
- ④政令市や他の自治体など、最新の情報・資料を豊富に収集し、きめ細かく検討

本報告は、この方針に基づき定めた手順及び内容を受けて協議した結果をまとめたものです。(2)「それに相応しい管理運営形態」については、協議未着手のため、引き継ぎ事項としました。

3 「静岡市の図書館の将来像」について

(1) 基本理念の確認

図書館運営の根幹となるべき基本理念として、以下の事が確認されました。

ア 公共図書館は基本的人権を保障することについて責任を負っている。それを最も端的に示していると思われるのが「図書館の自由に関する宣言」

「ユネスコ公共図書館宣言 1994」であり、これを理念の根本におく。

イ 図書館は、本市の地域文化の拠点、情報発信の場となるような運営を進めるべきである。この点については、すでに制定されている「静岡市立図書館の使命、目的とサービス方針」が的確に示しているので、今後も引き続きこれを基に運営していく。

ウ このような基本理念・図書館の使命を認識し、運営を支え、具体的課題の解決を図ることができるのは、高度の専門知識を持った職員集団であり、そのような人材が求められる。

(2) 現代社会に対する認識

変化の激しい現代社会では、図書館に求められるものも大きく変化しています。そのような時代における図書館運営は、変えるべきものと変えてはならないものとの見極めが大切であり、資料・情報についても、時代の要請に応じて提供する部分と、変化にかかわらず蒐集保存すべき部分とのバランスを取ることが課題です。それらを踏まえた上で、現代社会に対する図書館の役割として、以下のような点が重要となります。

- ア 居住地、年齢、職業、国籍、デジタル環境、障害の有無などにかかわらず、すべての利用者に対して公平かつ有効なサービスを提供する。それによって、住民と地域の自立・活性化に資する。
- イ 地域に根ざし、地域の特色を出した運営や、静岡市立図書館でなければできないようなサービス提供を目指す。人々の交流の場、地域の核となる。
- ウ 最先端の要求に応える情報提供とともに、地道で基本的な資料の蒐集や貸出にも力を入れる。

(3) 本市及び他都市における図書館の状況

まず、静岡市の各図書館の特徴や課題について館長から説明を受け、また中央館・地域館・分館を見学しました。政令市・先進自治体の視察も実施して、本市の図書館運営の現状と課題について協議しました。

本市図書館は、市民一人当たりの貸出数など図書館指標の項目で比較すると、他の政令指定都市に比べ極めて高い水準にあります。これは今までの各館の努力の成果であり、効果的な運営が行われてきた事を示しています。職員は今後とも自信と誇りを持って運営にあたり、この水準を維持するだけでなく、さらに向上させてほしいと考えます。

また、このような水準のサービスを可能にしているシステムの継続的な発展のために、以下の点が課題として挙げられます。この課題解決への対応を期待します。

- ア 図書館使命の遂行やサービスの質的向上という観点からは、専門職（スペシャリスト）の配置が必須であり、かつ専門職を配置した方が効率や費用対効果の面からも高い効果が得られる。優秀な司書の確保と、スキルアップのための研修充実が最重要である。
- イ 現状では、非常勤職員も運営になくってはならない構成員である。人材確保と経験の蓄積によるサービス向上を計るためには、雇用条件の改善と安定雇用が不可欠である。

(4) これからの図書館サービスに求められる視点

様々な項目を掲げて、委員による採点とアンケートを行いました。市民ニーズの多様化、複雑化の中であえて順位を付けるのは適切でない、との意見が多かったため、採用しませんでした。またそれらは、「静岡市立図書館の使命、目的とサービス方針」に集約されており、(1)イを掲げたことで既に充分表現されていると考えます。

ここでは、アンケートの際、委員から寄せられた意見をまとめました。

ア 図書館運営は、社会的弱者への支援、地域間格差の解消、生涯学習と学校教育との協力など、幅広い分野にかかわっている。すべて、住民と地域社会を支えるという、自治体が責任を持って行わなければならない活動であり、そのような視点からこれからのあり方を検討すべきである。

イ 営利にとらわれず、誰にでも門戸を開き、無料で資料・情報を提供するという公共図書館の特性を、最大限発揮すべきである。

ウ 図書館は、情報・知識などの面で地域文化を大きく支える存在であり、自負と責任を持ったサービスを期待される。図書館が基本原則に立って、公正かつ正確・迅速な資料提供が行えるよう、職員の能力向上が求められる。

エ これからの図書館においては、市民参画を可能にする開かれた運営と、協働体制ができるような信頼関係を築かなければならない。ボランティアも市民参画のひとつであるので、その位置づけには十分な配慮が必要である。

オ 質の高いサービスを提供するだけでなく、そうした機能について積極的にPRしていかなければならない。

カ 図書館が地域社会の発展を担うために不可欠であることを認識し、自治体が責任を持って管理運営する必要がある。

4 おわりに

図書館は、単なる貸し出しサービスにとどまらず、子どもの読書活動支援、行政や医療・福祉・ビジネスに関する情報の提供、地域や市民の課題解決に向けた取組に対して必要な資料や情報の提供など、地域における学習や情報の拠点としての多面的な役割・機能をもつ教育機関であります。また、図書館の設置者である市は、図書館の持つ役割・機能を認識し、図書館行政・政策の一層の充実・推進を図っていく責任があります。

こうしたことを踏まえ、協議会では、新しい時代に相応しい静岡市における図書館の方向性について検討を進めてまいりました。

協議会では、図書館に対し各委員が基本的な統一認識を持つこと、及び図書館に求

められる役割・機能について明確にすることが何よりも重要であることから、まず、「静岡市の図書館の将来像」について検討を行いました。続いて「それに相応しい管理運営形態」の検討に入る運びとなっておりましたが、現協議会委員としての任期が平成21年8月末となっており、残念ながら続く項目の検討に入ることができませんでした。このため、本中間報告は、各委員の忌憚りの無い意見を取りまとめた静岡市の図書館としての望ましい将来像を示す内容となっております。

最後に、図書館の管理運営形態には、市が直接運営する、指定管理者制度による運営、委託化などの選択肢があるほか、施設ごとに異なる形態が混在する状況又はそれ以外の管理運営形態も想定されます。今後、新たな委員による「それに相応しい管理運営形態」の協議にあたっては、この報告書で示した図書館像に相応しい管理運営形態について協議をお願いするとともに、持続可能で適切な管理運営形態の協議をお願いしてこの報告書の結びとします。

5 参考資料

(1) 検討経過

年 月 日	協議会等	議題・協議事項等
平成 19 年 12 月 20 日	平成 19 年度 第 3 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「会議の議事進行に関する基本方針」の確認 ・「検討の実務」の決定 静岡市の図書館の将来像それに相応しい管理運営形態の検討作業の具体的な手順と内容
平成 20 年 3 月 24 日	平成 19 年度 第 4 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の図書館の将来像 (1) 基本理念の確認 (2) 現代社会に対する認識
平成 20 年 7 月 1 日	平成 20 年度 第 1 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度事業報告、同 20 年度事業計画 ・静岡市の図書館の将来像 具体的な各図書館の特長、取組状況
平成 20 年 10 月 10 日	平成 20 年度 第 2 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の図書館の将来像 本市における図書館の状況 先進都市等の状況
平成 20 年 12 月 18 日	平成 20 年度 第 3 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の図書館の将来像 本市における図書館の状況 図書館の目指す方向に対する各委員の意見等
平成 21 年 3 月 12 日	先進都市視察	さいたま市立中央図書館
平成 21 年 5 月 19 日	平成 21 年度 第 1 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度事業報告、同 21 年度事業計画 ・政令市の図書館の状況 ・静岡市の図書館の将来像 中間報告の作成決定 <ul style="list-style-type: none"> ・「それに相応しい管理運営形態」は継続審査に決定
平成 21 年 8 月 26 日	平成 21 年度 第 2 回図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市の図書館の将来像 中間報告の決定

(2) 委員名簿

静岡市図書館協議会委員名簿

根拠法令等		図書館法第14条第1項・静岡市図書館条例第12条			
No.	職名	氏名	区分	委嘱年月日	備考
1	委員	江口 尚純	学識経験者	H. 17. 9. 1	
2	委員	大坪 弘典	学校教育関係者	H. 20. 4. 1	
3	委員	小泉 亮子	社会教育関係者	H. 17. 9. 1	副会長
4	委員	島田 充子	社会教育関係者	H. 19. 9. 1	
5	委員	田代 葦江	社会教育関係者	H. 19. 9. 1	
6	委員	坪井 章	社会教育関係者	H. 19. 9. 1	
7	委員	日野 信子	社会教育関係者	H. 18. 3. 31	
8	委員	水越 民子	社会教育関係者	H. 17. 9. 1	
9	委員	横村 国治	学識経験者	H. 17. 9. 1	会長
10	委員	吉岡 裕真	社会教育関係者	H. 19. 9. 1	

(3) 会議の議事進行に関する基本方針（決定：平成19年8月27日）

今後の図書館協議会の議事進行に関して、次により基本方針を決定する。

<基本方針>

- (1) まず、「今後、静岡市の図書館が、どのような方向を目指していくのか」ということについて検討する。
- (2) 次に、「その目指すべき方向を実現するためには、図書館に、どのような管理運営形態が必要となるのか」ということについて検討する。

<資料の事例>

- ① 議題「今後、静岡市の図書館が、どのような方向を目指していくのか」
 - ◇ 合同検討会が作成した報告書
(図書館協議会の一部の委員と図書館の一部の職員が、合同で議論した結果をまとめた資料)
 - ◇ 「図書館の自由に関する宣言」
 - ◇ 「静岡市立図書館の使命、目的とサービス方針」
 - ◇ 第1次静岡市総合計画（平成17年～21年）
 - ◇ 静岡市生涯学習推進大綱
 - ◇ 「これからの図書館像（18年3月：文部科学省）」
 - ◇ 本市の図書館の実施事業（実施状況を基に評価を行う）
 - ◇ 政令市の情報（政令市と本市の状況を比較し、方向性を検討する）
 - ◇ 他の先進自治体の情報（双方の状況を比較し、方向性を検討する）
 - ◇ 生涯学習の視点から課題を検討する。
 - ※ 生命、健康、人権問題、豊かな人間性、家庭・家族、高齢社会、少子化対策、子育て支援、障害者との共生、男女共同参画社会、消費者問題、地域との連携、まちづくり、情報の活用、国際理解、国際貢献、環境、資源・エネルギーなど
 - ◇ 市民との協働による地域に根ざした図書館という視点から検討
 - ◇ その他の事項
 - ※ 団塊の世代対策、子ども読書活動の推進、ボランティアとの協働、読書活動を推進する市民団体との協働、歴史・文化・産業、ビジネス支援サービス、多言語サービス、東海地震や防災対策これらのほか本市の地域特性に関係するものを検討する。

- ② 議題「その目指すべき方向を実現するためには、図書館に、どのような管理運営形態が必要となるのか」
- ◇ 上記①の検討結果を踏まえ、それに相応しい図書館の管理運営形態について、検討する。
 - ◇ 直営、委託化、指定管理者制度など、全ての管理運営形態について、幅広い角度から、バランスを考慮して公平・公正に検討する。
 - ◇ 管理運営形態の長所・短所について、客観的資料に基づいて検討する。
 - ◇ 政令市や他の自治体など、最新の情報・資料を豊富に収集し、きめ細かく検討する。

(4) 検討の実務（決定：平成19年12月20日）

図書館協議会では、議事進行の「基本方針」に基づき、検討作業を行うことになるが、その具体的な手順及び内容等については次のとおりである。

記

1 検討事項（再掲）

(1) 「今後、静岡市の図書館が、どのような方向を目指していくのか」

(2) 「その目指すべき方向を実現するためには、図書館に、どのような管理運営形態が必要となるのか」

2 検討の実務（その1）

前述、1（1）の検討事項に関するもの。

(1) 基本理念の確認

- ① 公共図書館の役割
- ② 公共図書館の基本原則
- ③ 図書館についての法令上の規定

(2) 現代社会に対する認識

- ① 社会の変化と人間生活の変化
- ② 時代の移り変わりや図書館機能の変遷
- ③ 現代社会が求める図書館サービス

(3) 本市及び他都市における図書館の状況

- ① 本市の図書館運営の現状
- ② 本市の図書館運営の課題
- ③ 課題解決に向けた対応
- ④ 政令市・先進自治体の状況

(4) これからの図書館サービスに求められる視点

- ① 図書館活動の意義の理解の促進
- ② レファレンスサービスの充実と利用促進
- ③ 課題解決支援機能の充実
 - ※ 行政支援、学校教育支援、地域活性化支援、ビジネス支援、子育て支援
- ④ 紙媒体と電子媒体との組み合わせによる図書館の整備

- ※ データベースの活用や電子図書の提供など I T を活用したサービスの提供
- ⑤ 多様な資料の提供
 - ※ 図書、雑誌記事、新聞記事、地域の資料（パンフレット、チラシなど）
- ⑥ 児童・青少年サービスの充実
 - ※ ヤングアダルトサービス、子ども読書活動を推進する団体等との連携など
- ⑦ 利用者の視点に立った図書館サービスの提供
 - ※ 障害者サービス、高齢者サービス、医療・健康情報の提供、闘病記コーナーの設置、外国人へのサービスの強化など
- ⑧ 他の図書館や関係機関との連携・協力
 - ※ 他自治体の図書館、大学図書館など
 - ※ 行政機関や民間団体との連携・協力
- ⑨ 学校との連携・協力
- ⑩ 地域住民との連携・協力
- ⑪ 図書館ボランティアとの協働
- ⑫ 団塊の世代に対する働きかけ
- ⑬ 静岡市の地域特性に関する事項
 - ※ 歴史・文化
 - ※ 地場産業の振興
 - ※ 地震災害
 - ※ 地域の人物紹介
- ⑭ その他の事項（生涯学習社会を踏まえた事項）
 - ※ 人権問題、男女共同参画社会、消費者問題、まちづくり、国際理解、国際貢献、環境、資源・エネルギーなど

3 検討の実務（その2）

前述、1（2）の検討事項に関するもの。

- ◇ 将来像についての検討結果を踏まえ、それに相応しい図書館の管理運営形態について、検討する。
- ◇ 直営、委託化、指定管理者制度など、全ての管理運営形態について、幅広い角度から、バランスを考慮して公平・公正に検討する。
- ◇ 管理運営形態の長所・短所について、客観的資料に基づいて検討する。
- ◇ 政令市や他の自治体など、最新の情報・資料を豊富に収集し、きめ細かく検討する。

【検討事務（評価基準）】

図書館の管理運営形態を検討するにあたっては、平成18年3月、文部科学省が策定した「これからの図書館像」に示されている管理運営形態の評価基準を用いる。内容は、以下のとおり（文章表現については、原文を、そのままの形で引用した。）。

<評価基準>

◆ 図書館の管理運営形態を検討するには、具体的な検討基準を作成する必要がある。

その内容としては、図書館の設置目標に照らして、

- ・ 図書館サービスの目標や達成度をどう設定するか、
- ・ どのような内容・計画で実施するか、
- ・ どのような方法によってサービスの質と量を確保し、水準の維持を図るか、
- ・ どのようにして資料の計画的・長期的な収集を行うか、
- ・ 運営コストの効率性や運営の中立性・公共性をどう確保するか、
- ・ 関係機関との連携・支援の体制をどう確保するか、
- ・ 住民や地域からの情報収集・提供体制をどう整備するか、
- ・ 運営における責任の所在は明確かどうか、
- ・ 専門的な職員をどう確保するかのほか、
- ・ 専門的な知識・技術を継続的に蓄積するための取組、
- ・ 職員の研修及び計画的な人材育成の実施、
- ・ 設置者と住民による点検・評価の実施方法などが考えられる。

これらについて十分に比較検討し、どのような管理運営形態が、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を、最も効果的に達成することができるかを、十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断するべきである。